

農業分野における 独占禁止法等に係る説明会 ～農協と独占禁止法～



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

令和6年2月

(補足)本資料について

- 本資料は、「農協と独占禁止法(本編)」及び「農協と独占禁止法(別冊)」から抜粋したものです。全体版は公正取引委員会HPに掲載されています。

農協と独占禁止法

～農業関係各位の独占禁止法コンプライアンスのために～



令和5年1月版

https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou_files/honpen.pdf

農協と独占禁止法(別冊)

～過去の事件の紹介～



令和5年1月版

https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou_files/bessatsu.pdf

資料の内容と目次

第1 独占禁止法と農業協同組合の関係(P7)

- 独占禁止法の目的とは？(独占禁止法第1条)
- 農協に対する独占禁止法の適用除外制度
- 農協に対する適用除外の趣旨
- 農協に対する適用除外の例外
- 不公正な取引方法とは？

何をすると
違反になるの？

具体的にはどんなケース？
(実際に問題とされた独占禁止法上の事件については、別冊『～過去の事件の紹介～』も御参照ください。)

第2 違反した場合等の法的措置(P24)

- 排除措置命令
- 課徴金納付命令
- 確約手続(確約計画の認定)

違反したら
どうなるの？

分からないことがあったら？
この資料をもう一度見直しても分からないことがあったら御活用ください。

第3 農協ガイドライン(P28)

- 農協ガイドラインとは？
- 農協ガイドラインの構成
- ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)
- ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)
- ケース3 単位農協と組合員との間で問題となる行為(組合員に対する優越的地位の濫用)
- ケース4 連合会による単位農協に対する問題行為
- ケース5 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為
- ケース6 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

第4 相談制度等について(P67)

- 相談制度の概要
- 相談の種類
- 相談窓口の御案内
- 農協ガイドラインに関する質問窓口の御案内
- 本資料や研修会に関する質問窓口の御案内

※ 資料中の固有名詞については、分かりやすさのため、略称等を用いている場合があります。
本資料中でいう「農協」とは、単位農協及び農業協同組合連合会を指します。

ステップアップ 目次

(法務担当者等専門家に向けた実践的内容の応用論点)

以下の応用論点は、本資料中、関連するテーマの頁の近くに配置しています。

- ① 農家や農協は「事業者」？ (9頁)
- ② フランド農畜産物出荷に伴う生産資材の限定は独占禁止法違反？ (36頁)
- ③ 生産管理等の履歴を記録していない生産者からの販売委託を拒否することはできるの？ (37頁)
- ④ 部会の行為は適用除外になるの？ (40頁)
- ⑤ 債権保全のために販売事業の利用を強制することはできるの？ (44頁)
- ⑥ 奨励金（リベート）は独占禁止法違反？ (49頁)
- ⑦ 「供給に要する費用を著しく下回る対価」とは？ (51～52頁)
- ⑧～⑬ どんな行為が優越的地位の濫用になるの？①～⑥ (57～62頁)

ステップアップ 番外編

- ① 免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A (Q 7) ①～④
- ② 労務費、原材料費等の上昇分の価格転嫁 (よくある質問コーナー (独占禁止法) Q 20)

第1 独占禁止法と農業協同組合の関係

- 1-1 独占禁止法の目的とは？（独占禁止法第1条）
- 1-2 農協に対する独占禁止法の適用除外制度
- 1-3 農協に対する適用除外の趣旨
- 1-4 農協に対する適用除外の例外
- 1-5 不公正な取引方法とは？

1-1 独占禁止法の目的とは？

○ 独占禁止法とは

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」が正式名称
事業者が事業活動を行うに当たって守るべきルールを定めた法律

○ 独占禁止法第1条

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

○ 公正かつ自由な競争

誰もが自由に参入できる市場において、事業者自らが商品の価格、生産数量などを決めて、価格、品質、サービスを中心とした公正な手段により、自由に取引相手を求めてお互いに競い合うこと。

ステップアップ①

農家や農協は「事業者」？

独占禁止法は、事業者や事業者団体の行為に適用される法律です。ところで、農業者は「事業者」に該当するのでしょうか？
独占禁止法は、「事業者」の範囲について、「商業、工業、金融業その他の事業を行う者」と定義しており（第2条第1項）、事業の種類や営利性の有無、法人か個人かは問いません。したがって、農畜産物の生産又は販売を行っている個人農業者や農業法人も事業者に該当します。

また、単位農協は、事業者である組合員の結合体であるという点では事業者団体に該当するのと同時に、自ら購買事業、販売事業、利用事業、信用事業等の事業活動を行っていることから事業者にも該当します。連合会についても同様です（農協ガイドライン（※）第2部第1の2）。

※ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（平成19年4月18日公正取引委員会、最終改定平成30年12月27日）

1-2 農協に対する独占禁止法の適用除外制度



農協の行為のうち、共同購入、共同販売等については、独占禁止法の適用が除外されています。

＜根拠規定＞

独占禁止法第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

- 一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。
- 四 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること。

＜ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（農協ガイドライン） ＞

「・・・例えば、連合会及び単位農協が、共同購入、共同販売、連合会及び単位農協内での共同計算を行うことについては、独占禁止法の適用が除外される。」（第2部第1の3）

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはなりません（第2部第1の3）。

1-3 農協に対する適用除外の趣旨



農協に対して独占禁止法の適用が除外される趣旨は次のように説明されています。

「単独では大企業に伍して競争することが困難な農業者が、相互扶助を目的とした協同組合を組織して、市場において有効な競争単位として競争することは、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進に積極的な貢献をするものである。

したがって、このような組合が行う行為には、形式的・外観的には競争を制限するおそれがあるような場合であっても、特に独占禁止法の目的に反することが少ないと考えられることから、独占禁止法の適用を除外する。」(農協ガイドライン第2部第1の3(注1))

1-4 農協に対する適用除外の例外

独占禁止法第22条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合は、この限りでない。（※）
一～四 （略）

以下に該当する場合には、農協の行為であっても独占禁止法が適用されます。

- 不公正な取引方法を用いる場合
→ 農協ガイドラインで解説
- 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合

※ ただし、例えば、単位農協が事業者としての立場で他の事業者や単位農協と共同して、価格や数量の制限等を行うこと（カルテル）等は、独占禁止法第22条の組合の行為とはいえないことから、適用除外とはなりません（第2部第1の3）。

1-5 不公正な取引方法とは？

独占禁止法第19条

「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」と定められています。



「不公正な取引方法」は、独占禁止法第2条第9項各号のいずれかに該当する行為として定義されています。

- ①独占禁止法第2条第9項第1号から第5号に定められた行為
- ②独占禁止法第2条第9項第6号イからヘに定められた類型のいずれかに該当する行為であって、「公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの(※)」

※ 農協の活動に関連するものとして、不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号。以下「一般指定」といいます。)があります。

不公正な取引方法のうち、農協ガイドラインに関連する主なものは次のとおりです。

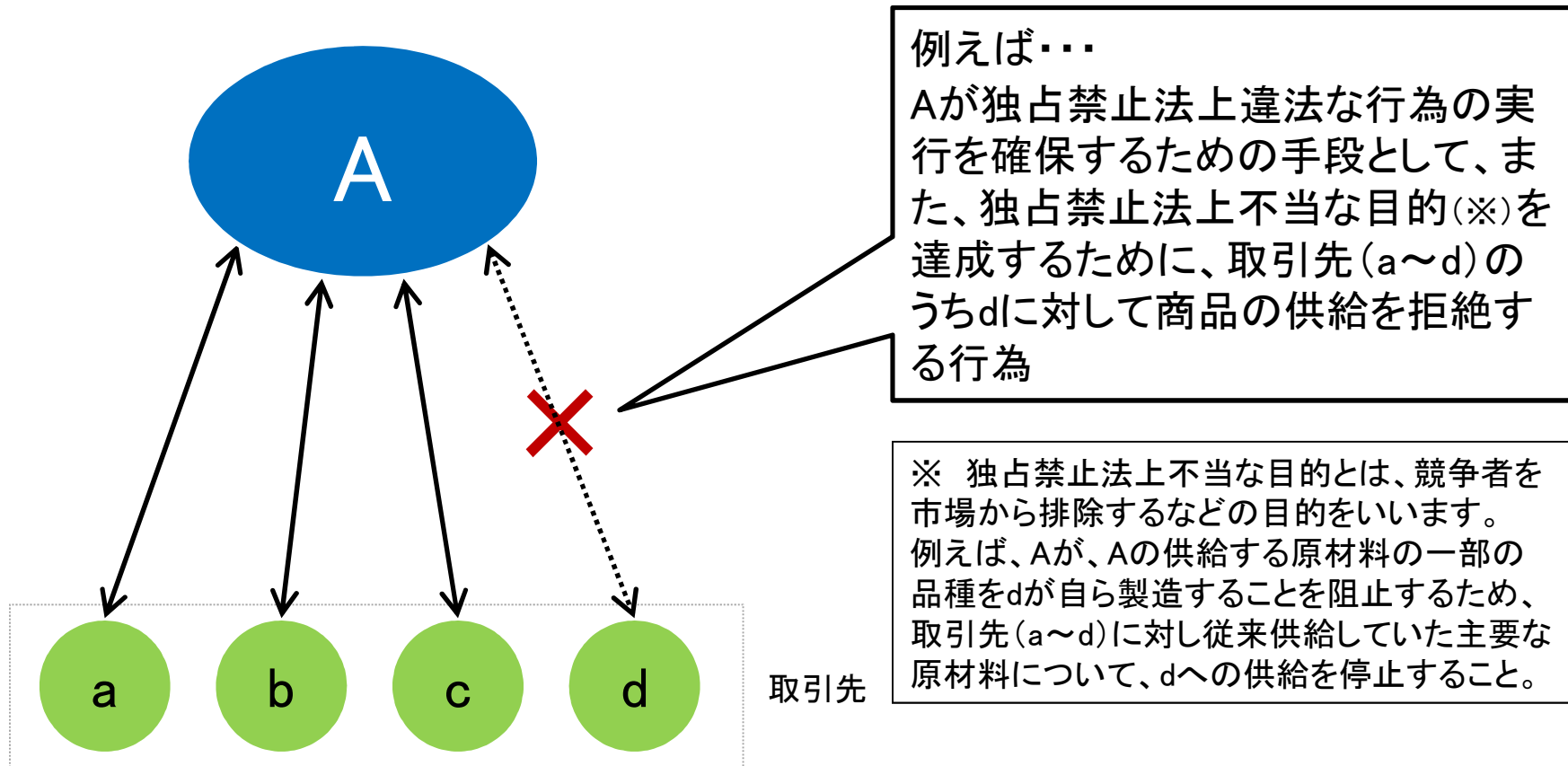
取引拒絶	・ 不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為
取引条件等の差別取扱い	・ 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをする行為
事業者団体における差別取扱い等	・ 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為
不当廉売	・ 商品を不当に低い価格、例えば実質的な仕入価格を下回る価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為
抱き合わせ販売等	・ 商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為、その他不当に取引を強制する行為
排他条件付取引	・ 自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為
再販売価格の拘束	・ 小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為
拘束条件付取引	・ 取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為
優越的地位の濫用	・ 取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。例えば押し付け販売など。

目次（農協関係の法的措置、警告等事件）

事件名	措置内容(措置年月日)	行為類型	ページ
あきた北農業協同組合及び(株)本家比内地鶏に対する件	警告(令和元年7月3日)	拘束条件付取引	7、8
大分県農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成30年2月23日)	取引条件等の差別取扱い	9、10
阿寒農業協同組合に対する件	注意(平成29年10月6日)	優越的地位の濫用	11、12
土佐あき農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成29年3月29日)	拘束条件付取引	13、14
大分大山町農業協同組合に対する件	排除措置命令(平成21年12月10日)	拘束条件付取引	15、16
土幌町農業協同組合に対する件	警告(平成18年7月21日)	拘束条件付取引	17～20
京都農業協同組合に対する件	警告(平成18年7月14日)	拘束条件付取引	21、22
八代地域農業協同組合に対する件	警告(平成17年3月1日)	排他条件付取引	23、24
全国農業協同組合連合会に対する件	警告(平成12年2月25日)	不当廉売	25、26
鳥取中央農業協同組合に対する件	勧告審決(平成11年3月9日)	拘束条件付取引	27、28
宮崎中央農業協同組合に対する件	警告(平成11年2月12日)	拘束条件付取引	29、30
山口県経済農業協同組合連合会に対する件	勧告審決(平成9年8月6日)	拘束条件付取引	31、32
農業協同組合連合会12名に対する件	警告(平成6年3月3日)	拘束条件付取引又は優越的地位の濫用	33、34
全国農業協同組合連合会に対する件	勧告審決(平成2年2月20日)	取引拒絶、拘束条件付取引、優越的地位の濫用	35、36
福井県経済農業協同組合連合会に対する件	排除措置命令(平成27年1月16日)	私的独占	37～40
山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件	警告(平成26年9月11日)	不当な取引制限	41～44
株式会社百十四銀行ほか5社に対する件	勧告審決(平成16年7月27日)	不当な取引制限	45、46
(参考)JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件	警告(平成22年7月14日)	事業者団体の禁止行為	47、48

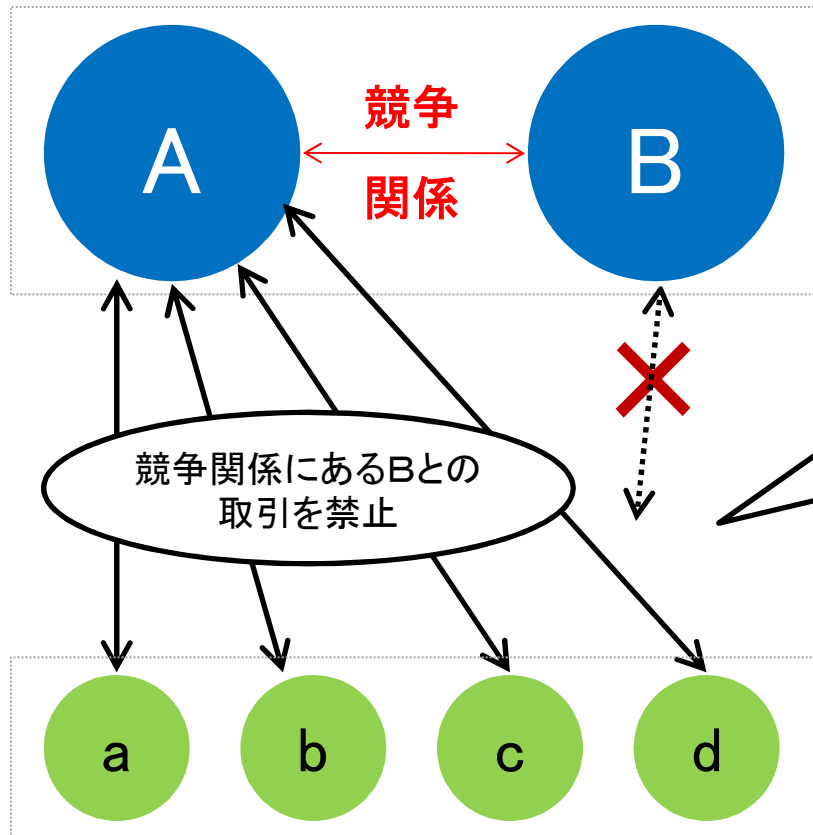
1-5-1-① 取引拒絶(一般指定第2項)

○ 不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為



1-5-1-② 取引拒絶(一般指定第2項)

○不当に事業者が単独で特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為



例えば・・・

Aが独占禁止法上違法な行為の実行を確保するための手段として、また、独占禁止法上不当な目的(※)を達成するために、第三者(取引先a～d)に対して競争関係にあるBの商品の購入を拒絶するよう要請する行為

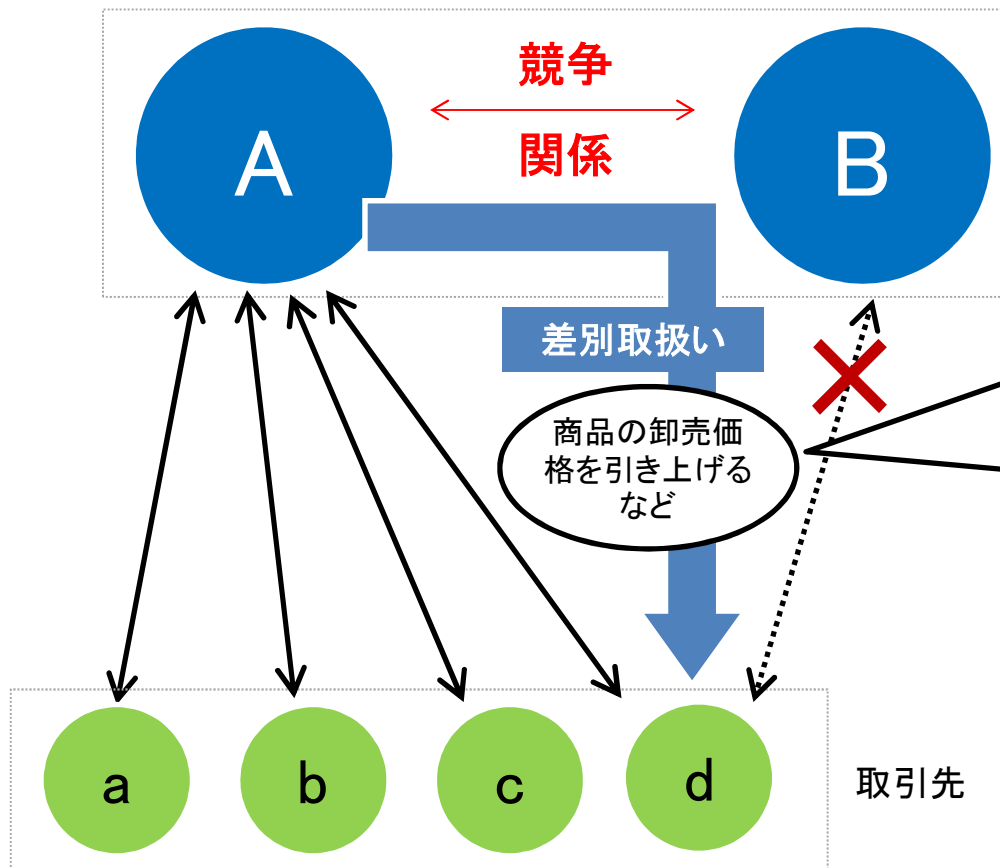
※ 独占禁止法上不当な目的とは、競争者を市場から排除するなどの目的をいいます。

取引先

関連内容 本編 54頁
関連事件 別冊 35、36頁

1-5-2 取引条件等の差別取扱い(一般指定第4項)

○不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをする行為



例えば・・・

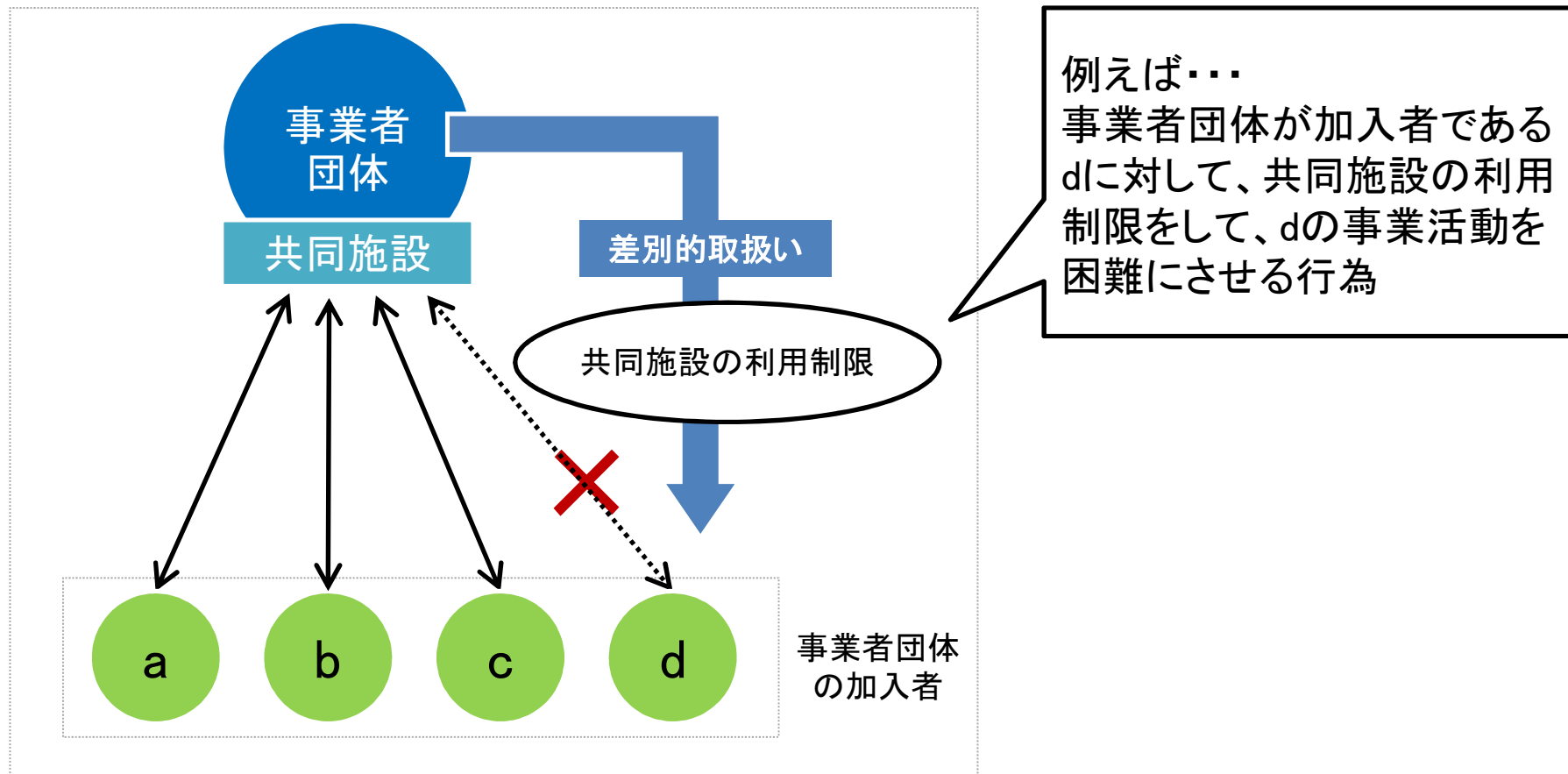
取引先dが、Aと競争関係にあるBと取引したことを受けて、Aが、独占禁止法上不当な目的(※)を達成するために、取引先dのみに対して、商品の卸売価格を引き上げるなど不利に取り扱う行為

※ 独占禁止法上不当な目的とは、競争者を市場から排除するなどの目的をいいます。

関連内容 本編 43頁
関連事件 別冊 9、10頁

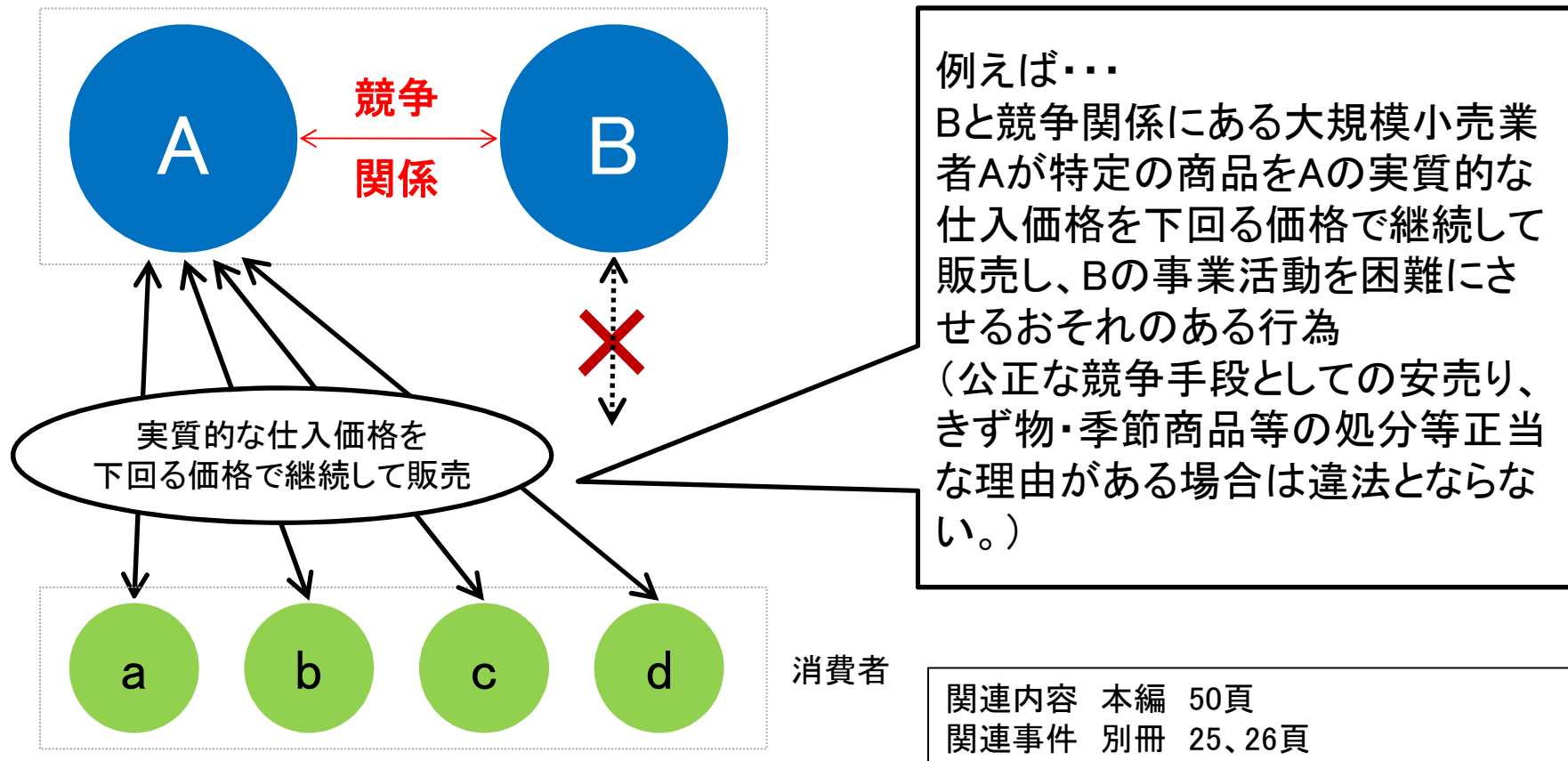
1-5-3 事業者団体における差別取扱い等(一般指定第5項)

○事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不当に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不当に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせる行為



1-5-4 不当廉売(独占禁止法第2条第9項第3号及び一般指定第6項)

○商品を不当に低い価格、例えば実質的な仕入価格を下回る価格で、継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのある行為

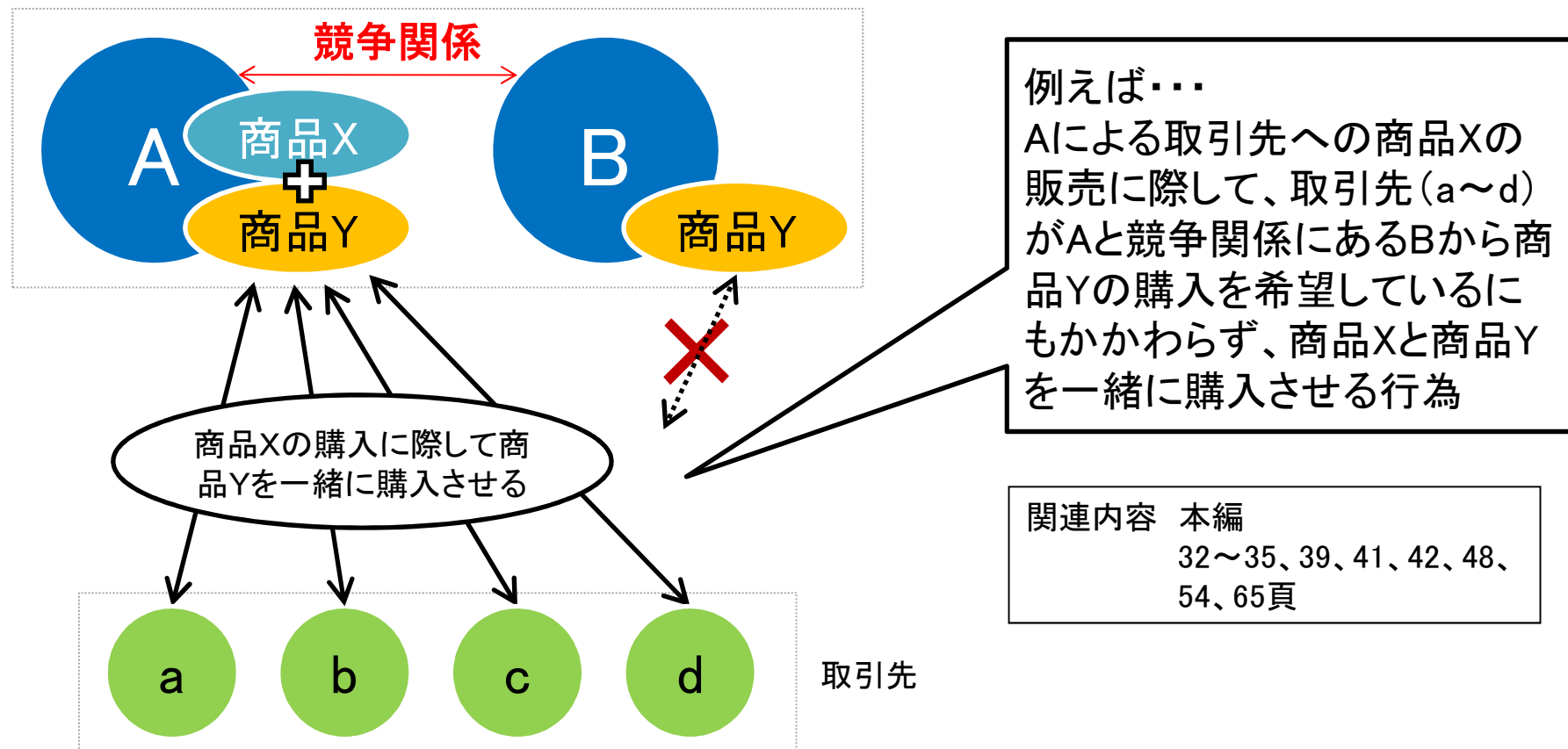


※ 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方については、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方(平成21年12月18日公正取引委員会)」を御参照ください。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/futorenbai.html>)

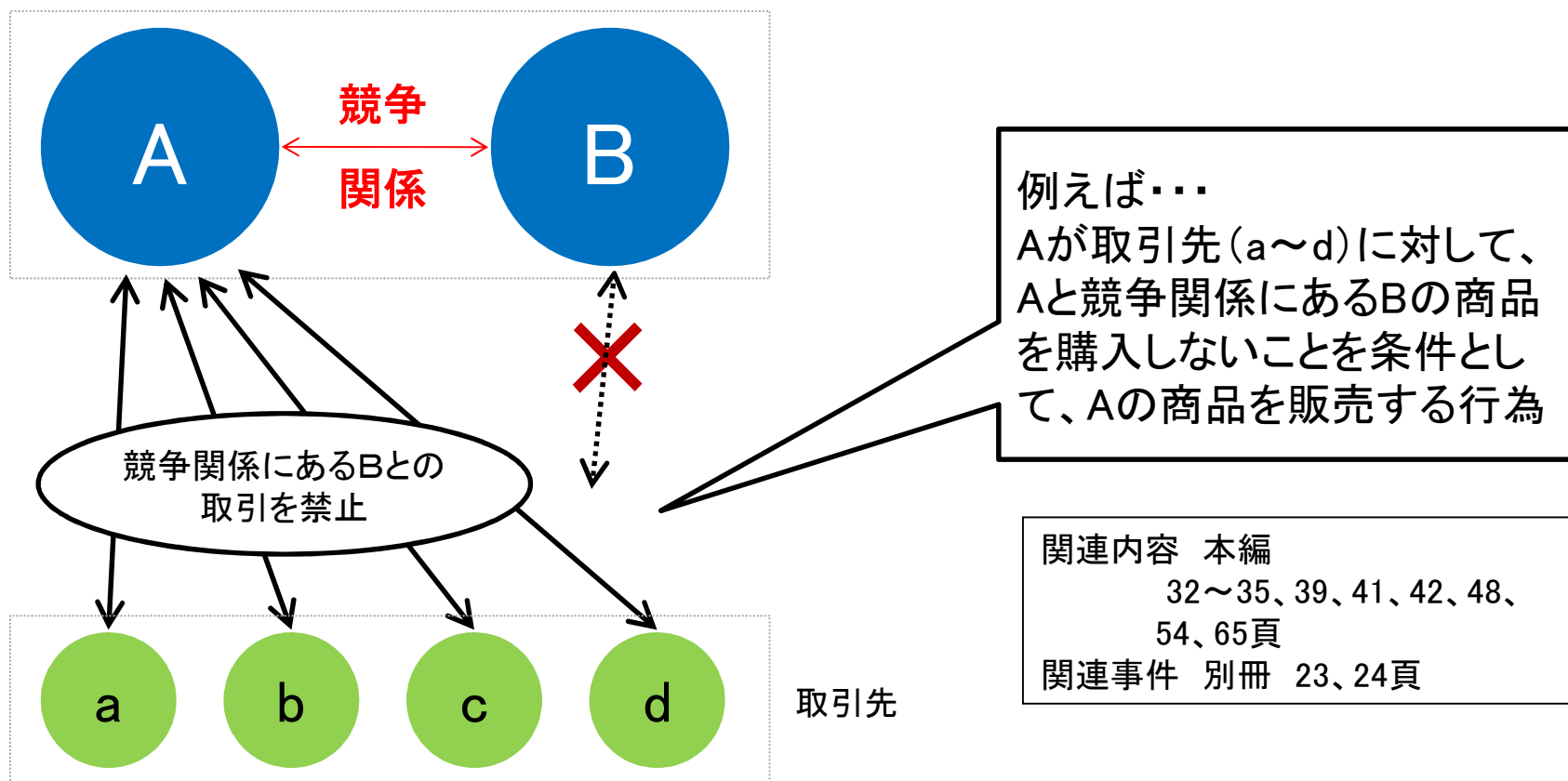
1-5-5 抱き合わせ販売等(一般指定第10項)

○商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為、その他不当に取引を強制する行為



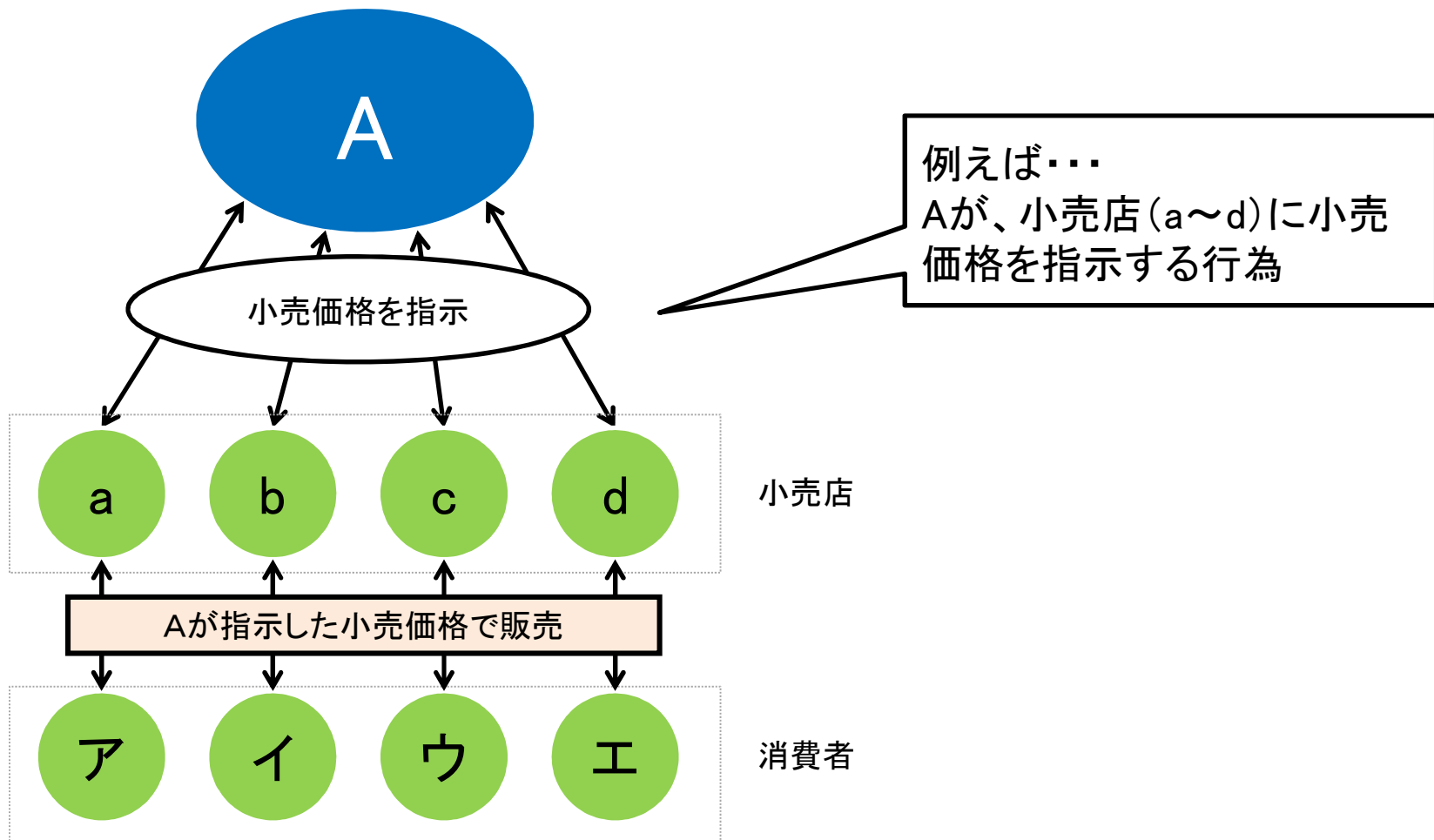
1-5-6 排他条件付取引(一般指定第11項)

○自己が供給する商品のみを取り扱い、競合関係にある商品を取り扱わないことを条件として取引を行うことなどにより、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為



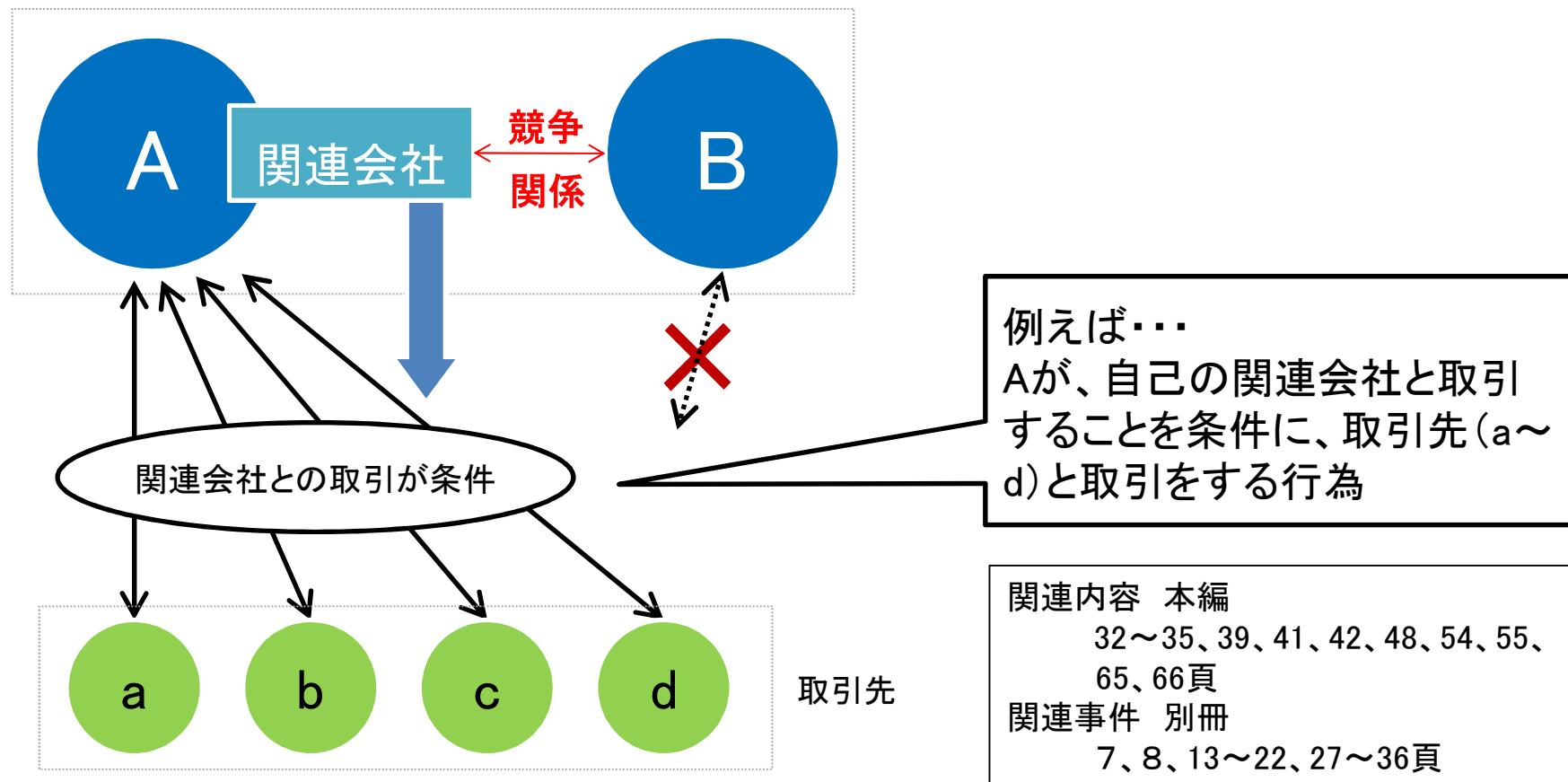
1-5-7 再販売価格の拘束(独占禁止法第2条第9項第4号)

○小売業者等に自社商品の販売価格を指示する行為



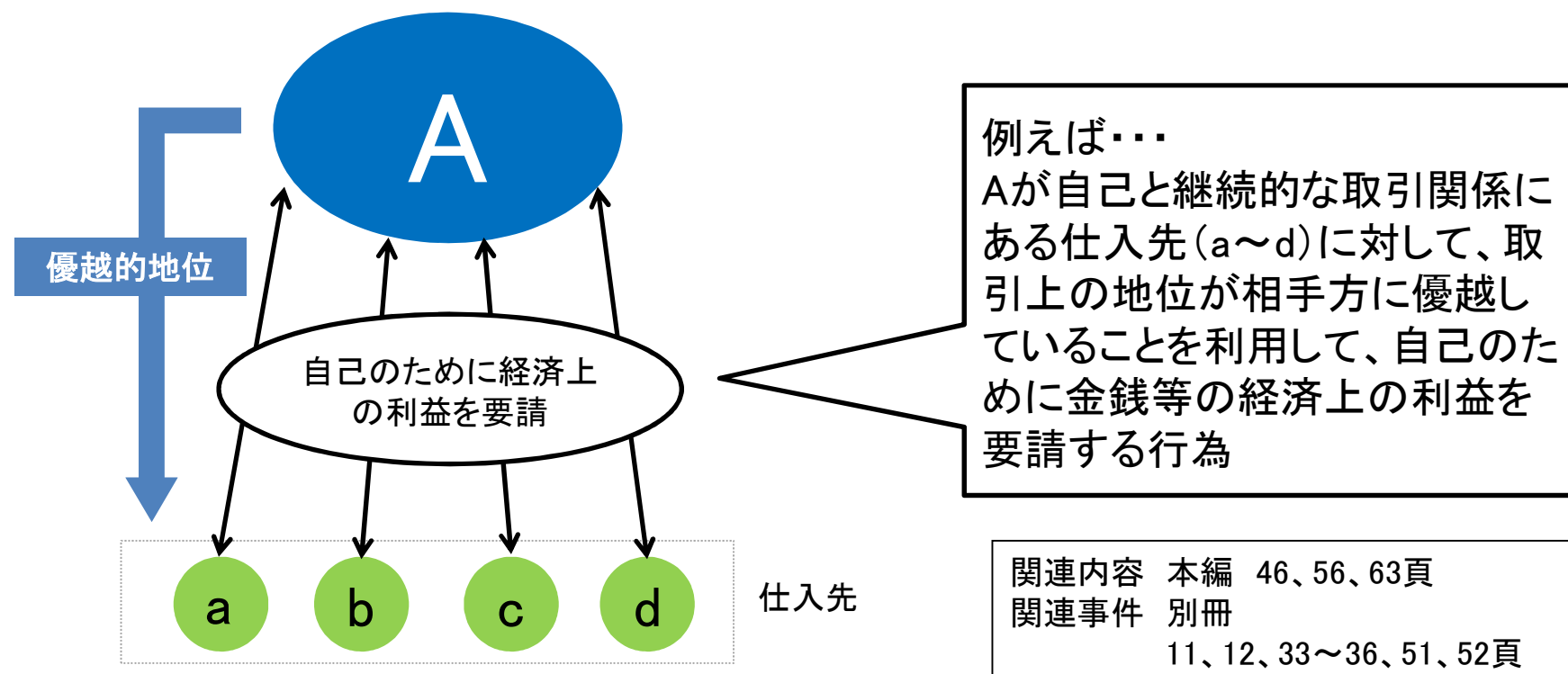
1-5-8 拘束条件付取引(一般指定第12項)

○取引相手の事業活動を不当に拘束するような条件を付けて取引する行為



1-5-9 優越的地位の濫用(独占禁止法第2条第9項第5号)

○取引上優越的地位にある事業者が、その地位を利用して取引先に対し正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為。



※ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方については、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(平成22年11月30日公正取引委員会)」を御参照ください。

(URL:<https://www.jftc.go.jp/hourei.files/yuuetsutekichii.pdf>)

第2 違反した場合等の法的措置

2-1 排除措置命令

2-2 課徴金納付命令

2-3 確約手続(確約計画の認定)

※ ここでは、独占禁止法に違反した場合等に課される独占禁止法上の法的措置のみを御紹介しています。このほか、独占禁止法に違反した場合には、他の法令に抵触した場合と同様に、独占禁止法上の法的措置以外の経営上の様々な弊害を組織にもたらすことを常に意識しておくことも重要です。

2-1 排除措置命令

排除措置命令

- ・ 違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分です。

⇒ 例えば、

- ・ 違反行為の取りやめ
- ・ 将来同様の行為を行わないことの理事会決議
- ・ 独占禁止法の遵守についての行動指針の作成が命じられます。

※ 命令を受ける時点で違反行為が終了していたとしても、その違反行為がなくなった日から7年以内であれば、公正取引委員会が特に必要があると認めるときには、排除措置命令が行われます。

2-2 課徴金納付命令

課徴金納付命令(不公正な取引方法について)

- ・ 不公正な取引方法のうち、以下の行為を行った場合に課徴金の納付を命ずる処分です(下線を付したものは農協ガイドラインに関連する主なもの、括弧内はその課徴金額の算定方法です。)

- ・ 共同の取引拒絶
- ・ 差別対価
- ・ 不当廉売 (違反行為の対象商品等の売上額 × 3%)
- ・ 再販売価格の拘束 (違反行為の対象商品等の売上額 × 3%)
- ・ 優越的地位の濫用 (違反行為に係る取引先との取引額 × 1%)

本編 18、50頁 別冊 25、26頁

本編 21頁

本編 23、46、56、63頁
別冊 11、12、33～36、51、52頁

※ 共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束については、同一の違反行為類型を10年以内に繰り返した場合、優越的地位の濫用については継続して行う場合に限られます。

課徴金制度についての詳しい情報は当委員会のホームページを御参照ください。

<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/katyokin.html>

2-3 確約手続(確約計画の認定)

確約手続

- ・ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続です。
- ・ 確約手続は、公正取引委員会が、確約手続に付することが適当として、独占禁止法違反の疑いの理由となった行為(違反被疑行為)の概要等を事業者へ通知するところから始まります。
- ・ 通知を受けた事業者は、確約計画(違反被疑行為を排除するため、又は排除されたことを確保するために必要な措置の実施に関する計画)の認定を申請しようとする場合、確約計画を作成し、公正取引委員会に認定を申請します。

※確約計画の認定を申請するかどうかは通知を受けた事業者が自主的に判断します。

- ・ 公正取引委員会は、確約計画に記載された措置が
 - ⇒ 違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものである
 - そして、
 - ⇒ 当該措置が確実に実施されると見込まれるものであると認められる場合に、当該計画を認定します。
- ・ 事業者が、認定された確約計画に記載された措置を実施すれば、排除措置命令や課徴金納付命令は行われません。

※入札談合、価格カルテル等は、確約手続の対象としていません。
確約手続についての詳しい情報は当委員会のホームページを御参照ください。
<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/kakuyaku.html>

第3 農協ガイドライン

3-1 農協ガイドラインとは？

3-2 農協ガイドラインの構成

3-3 ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為（購買事業）

3-4 ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為（販売事業）

3-5 ケース3 単位農協と組合員との間で問題となる行為

（組合員に対する優越的地位の濫用）

3-6 ケース4 連合会による単位農協に対する問題行為

3-7 ケース5 連合会又は単位農協による仕入先に対する問題行為

3-8 ケース6 連合会又は単位農協による販売先に対する問題行為

3-1 農協ガイドラインとは？

- 農協ガイドラインとは、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成19年4月18日公正取引委員会、最終改定平成30年12月27日)のことです。
- 連合会及び単位農協のどのような行為が不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるかについて、具体的な事例を挙げながら明らかにしています。
- 過去に独占禁止法上問題となった事例のほか、関係者からのヒアリング調査の結果等も踏まえ、実際に行われる可能性が高いと考えられる行為その他独占禁止法上の考え方を明確にする必要性があると考えられる行為を取り上げています。
- 農協ガイドラインに列挙されている行為は、独占禁止法上の問題が生じると考えられる主要なものを例示的に挙げたものであって、問題となる行為は本ガイドライン記載の行為に限定されるものではありません。

※ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針

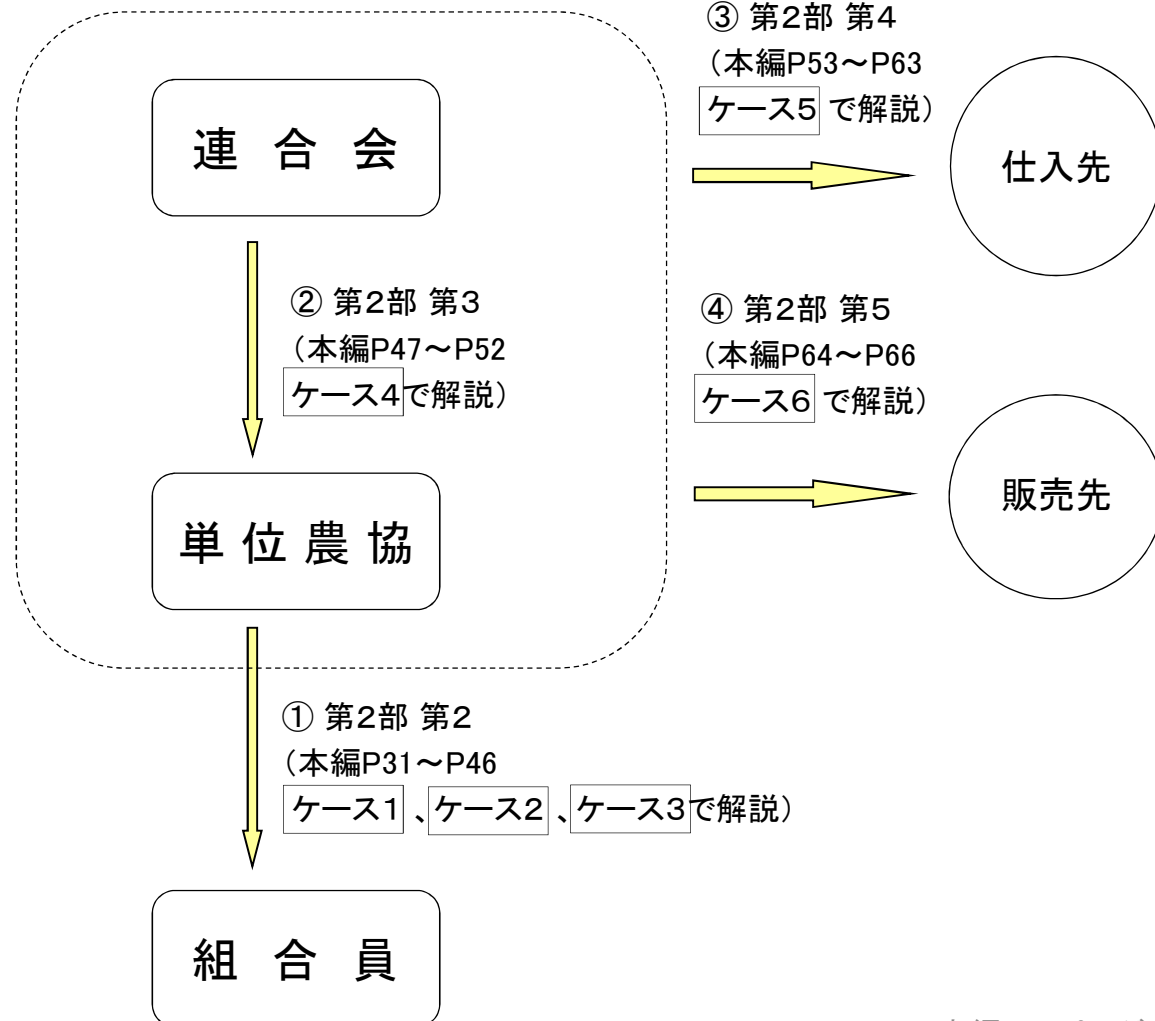
<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/nokyogl.html>

3-2 農協ガイドラインの構成

<構成>

第1部: 指針の趣旨と構成

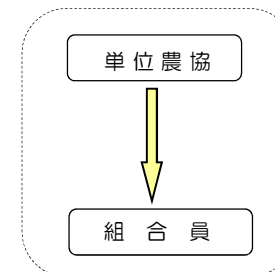
第2部: 農業協同組合に係る不正な取引方法について



3-3 ケース1 単位農協と組合員との間で問題となる行為 (購買事業)



独占禁止法上問題となる行為



1. 購買事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為(P32)

例) 単位農協のみが取り扱っている種子について、肥料も併せて購入しないと、当該種子を販売しない。

2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P33)

例) 単位農協から生産資材を購入しない場合はライスセンター等の施設の利用を断ることがあると周知することにより、単位農協から生産資材を購入させる。

3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P34)

例) 単位農協から生産資材を購入する場合に限り、短期貸付金の融資を行う。

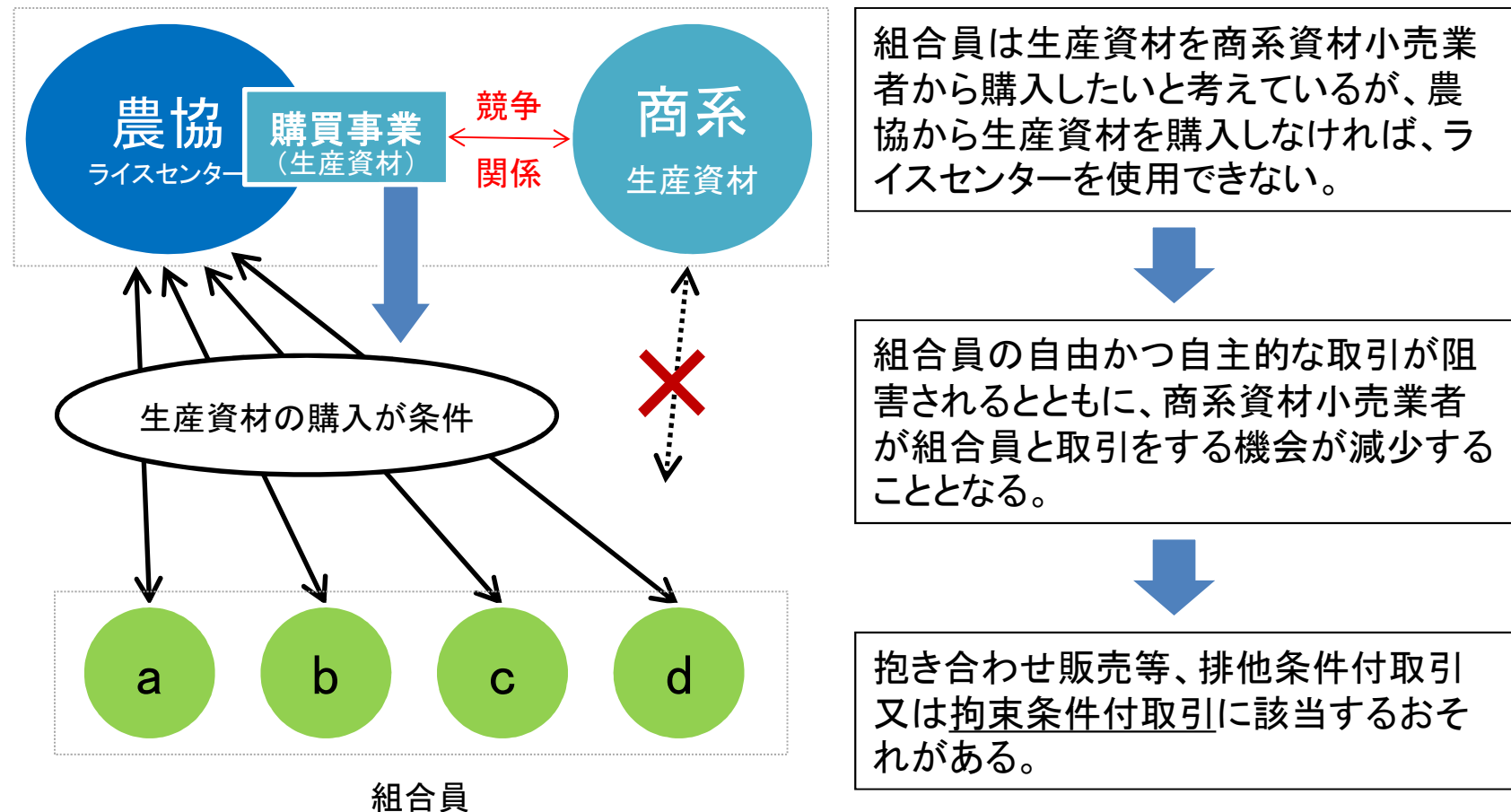
4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為(P35)

例) 商系事業者から同品質・同規格の農薬が入手可能であるにもかかわらず、単位農協から当該農薬を購入して栽培を行わないとブランド米として販売しない。

3-3-2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

2. 共同利用施設の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協から生産資材を購入しない場合はライスセンター等の施設の利用を断ることがあると周知することにより、単位農協から生産資材を購入させる場合



京都農業協同組合に対する件（平成18年7月14日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

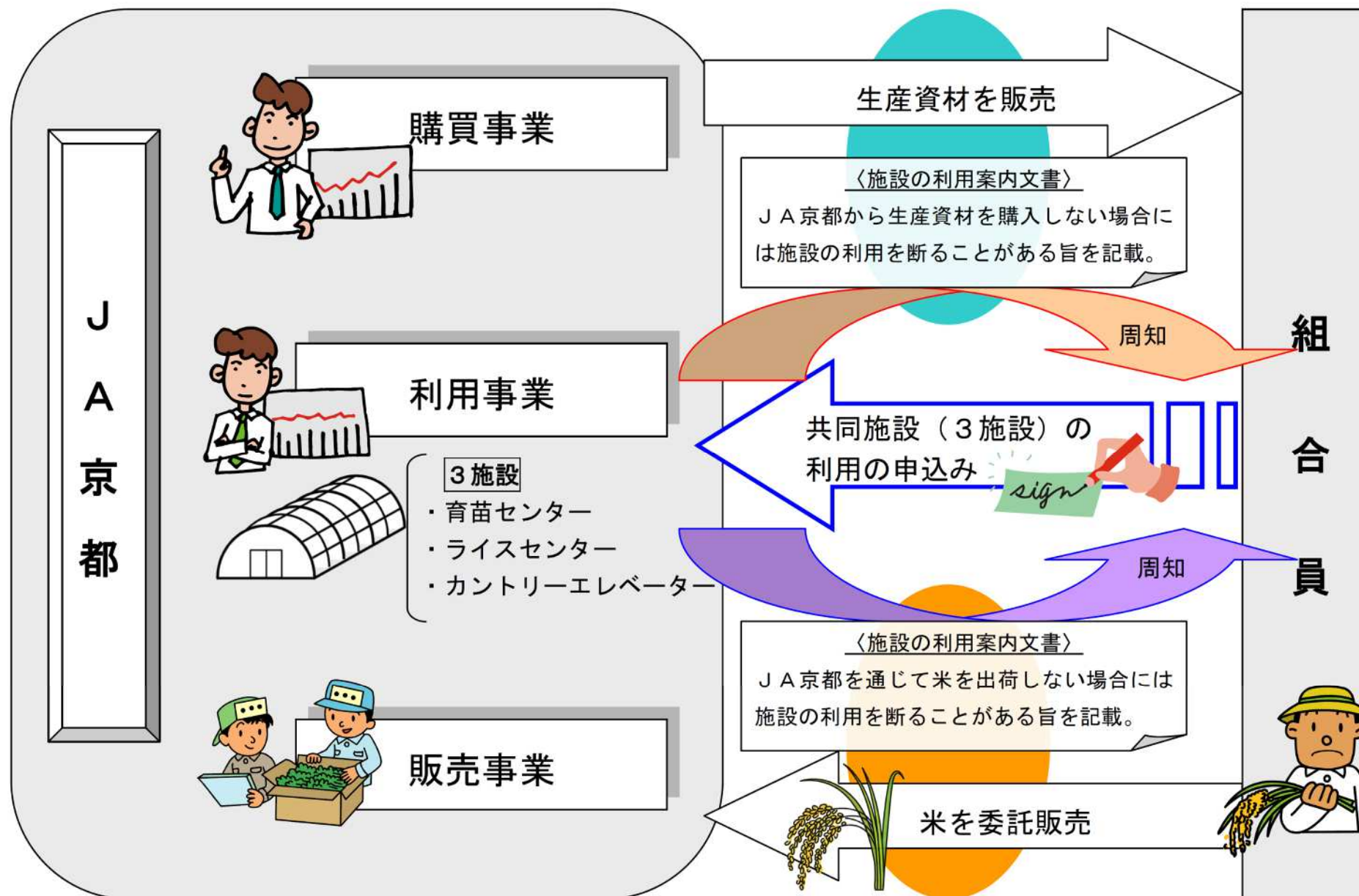
本編 22、32～35、39、41、42、48、54、55、65、66 頁

<概要>

JA京都が、米の生産及び出荷に係る共同利用施設である育苗センター、ライスセンター及びカントリーエレベーターの3施設（以下「3施設」という。）について、遅くとも平成13年以降（カントリーエレベーターについては、平成15年以降）

- 1 JA京都から生産資材を購入しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都から生産資材を購入するようにさせていた
- 2 JA京都を通じて米を出荷しない場合には各施設の利用を断ることがある旨を3施設それぞれの利用案内文書に記載して、組合員に対して周知することにより、当該組合員にJA京都を通じて米を出荷するようにさせていた

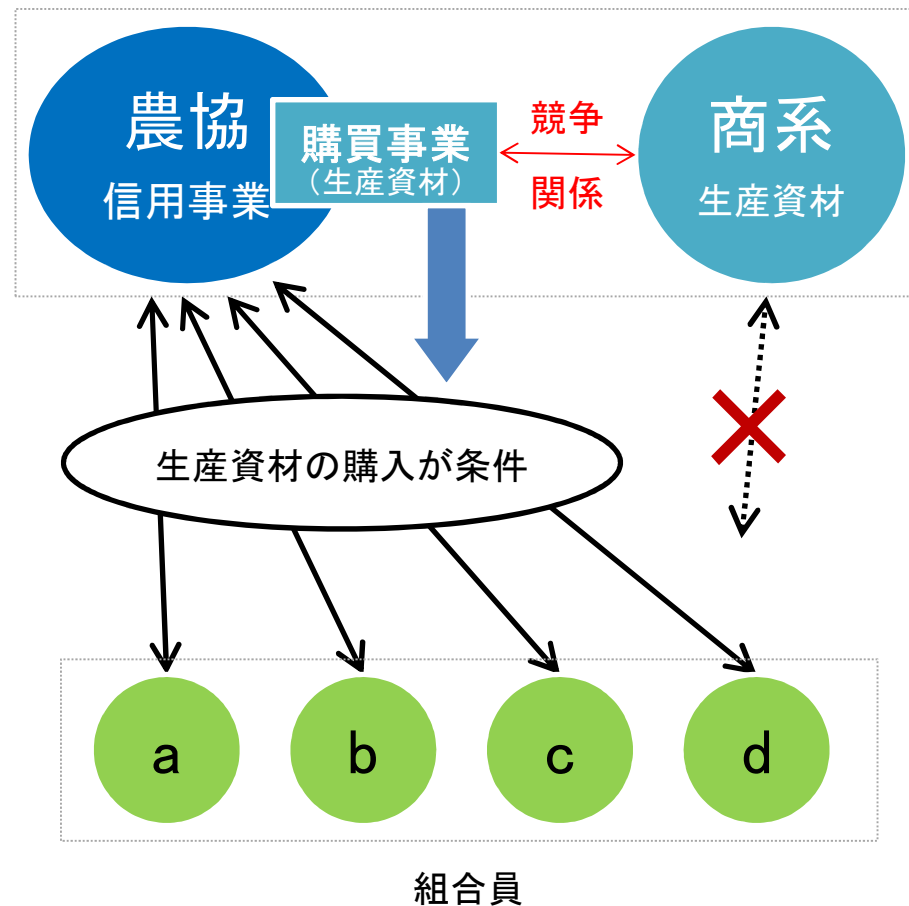
疑いのある事実が認められた。



3-3-3 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

3. 信用事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協から生産資材を購入する場合に限り、短期貸付金の融資を行う場合



組合員は生産資材を商系資材小売業者から購入したいと考えているが、農協から生産資材を購入しなければ、融資を受けられない。

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系資材小売業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

士幌町農業協同組合に対する件（平成18年7月21日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第13項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

本編 22、32～35、39、41、42、48、54、55、65、66 頁

<概要>

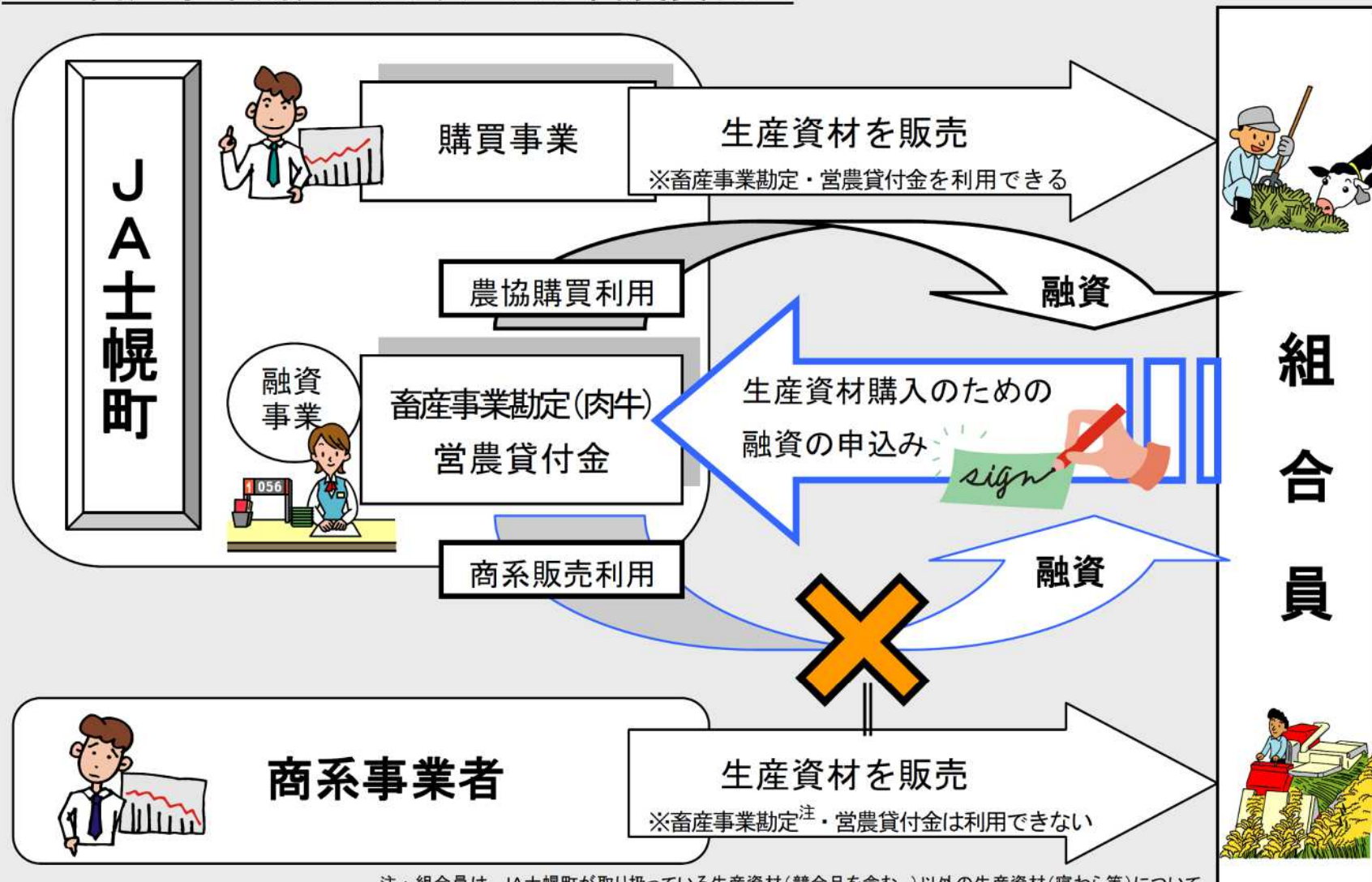
JA士幌町は

1 組合員が生産資材等を購入するための「畜産事業勘定（肉牛）」及び「営農貸付金」と称する短期貸付金について、JA士幌町から生産資材を購入する場合に限り、組合員に当該短期貸付金の融資を行うものとすること

2 肉用牛生産業を営む組合員に対する土地、牛舎等の生産設備の賃貸借等の契約において、当該組合員がJA士幌町以外の者から生産資材を購入し、JA士幌町以外の者を通じて肉用牛を販売した場合には、無条件で当該賃貸借等の契約を解除することができるものとする

としており、組合員の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該組合員と取引している疑いのある事実が認められた。

1 畜産事業勘定（肉牛）及び営農貸付金

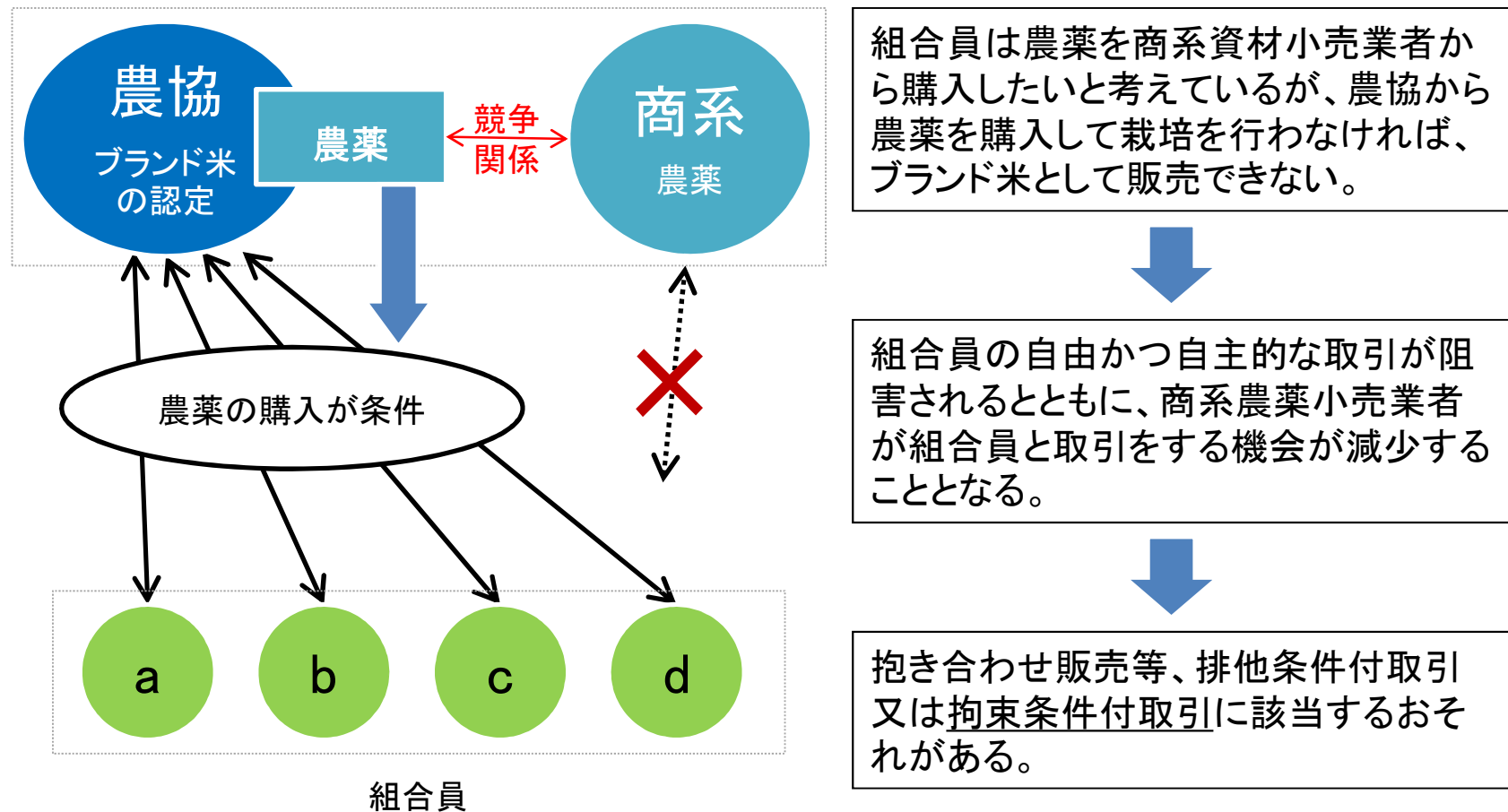


注：組合員は、JA士幌町が取り扱っている生産資材（競合品を含む。）以外の生産資材（寝わら等）については、支払依頼書を使用し、JA士幌町から融資を受け、直接、商系事業者から購入することができる。

3-3-4 単位農協と組合員との間で問題となる行為(購買事業)

4. 販売事業の利用に当たって購買事業の利用を強制する行為

(例) 商系事業者から同品質・同規格の農薬が入手可能であるにもかかわらず、単位農協から当該農薬を購入して栽培を行わないとブランド米として販売しない場合



ステップアップ②

フランド農畜産物出荷に伴う生産資材の限定は 独占禁止法違反？

一般的に、農畜産物の品質を揃え、フランド農畜産物として出荷するために、品質の均一化等に関し合理的な理由が認められる必要最小限の範囲内で、単位農協の農畜産物の生産方法を統一すること（使用する農薬や肥料その他の生産資材を同じ品質・規格とすること等）それ自体は独占禁止法上問題となるものではありません（農協ガイドライン第2部第2の1（4）（注7））。

一方で、例えば、使用する生産資材が一般的なものであって、同じ品質・規格のものを商系事業者から購入することが可能であるにもかかわらず、単位農協から購入するものに限定するなど、組合員に対して競合する商系事業者の販売する生産資材の使用を制限・禁止する場合には独占禁止法上問題となるおそれがあります（農協ガイドライン第2部第2の1（4））。

ステップアップ③

生産管理等の履歴を記録していない生産者からの販売委託を拒否することはできるの？

生産設備の洗浄、温度管理等といった安全性に係る記録事項を記録していない生産者からの販売委託を拒否することができるとのガイドラインを作成し、実際にそのような生産者からの販売委託を拒否することは独占禁止法に違反するでしょうか？

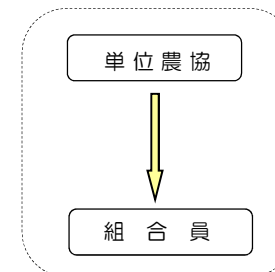
公正取引委員会は、このような事例について、食品の安全性を担保し、販売先や消費者の信頼を確保するために行うものであって正当な目的を有するものであり、また、**生産設備の洗浄、温度管理等といった安全性に係る記録事項**の記録は当該目的を達成するために合理的な理由が認められる必要最小限のものであることから、独占禁止法上問題となるものではないとしています（「独占禁止法に関する相談事例集（平成23年度）事例9」

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h24/h23nendomokuji/h23nendo09.html>）。

3-4 ケース2 単位農協と組合員との間で問題となる行為 (販売事業)



独占禁止法上問題となる行為



1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為(P39)

例) 単位農協が部会に対し、同部会の会員が生産物を全量出荷しなければ部会から除名するよう求め、単位農協に全量出荷させる。

2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為(P41)

例) 単位農協が自ら事業主体として行っているビニールハウスのリース事業について、組合員がリース事業を利用するに当たっては、農産物を単位農協へ出荷することを義務付ける。

3. 信用事業の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為(P42)

例) 単位農協が、組合員への融資に当たり、組合員が農産物を単位農協系の加工業者のみに供給することを条件とする。

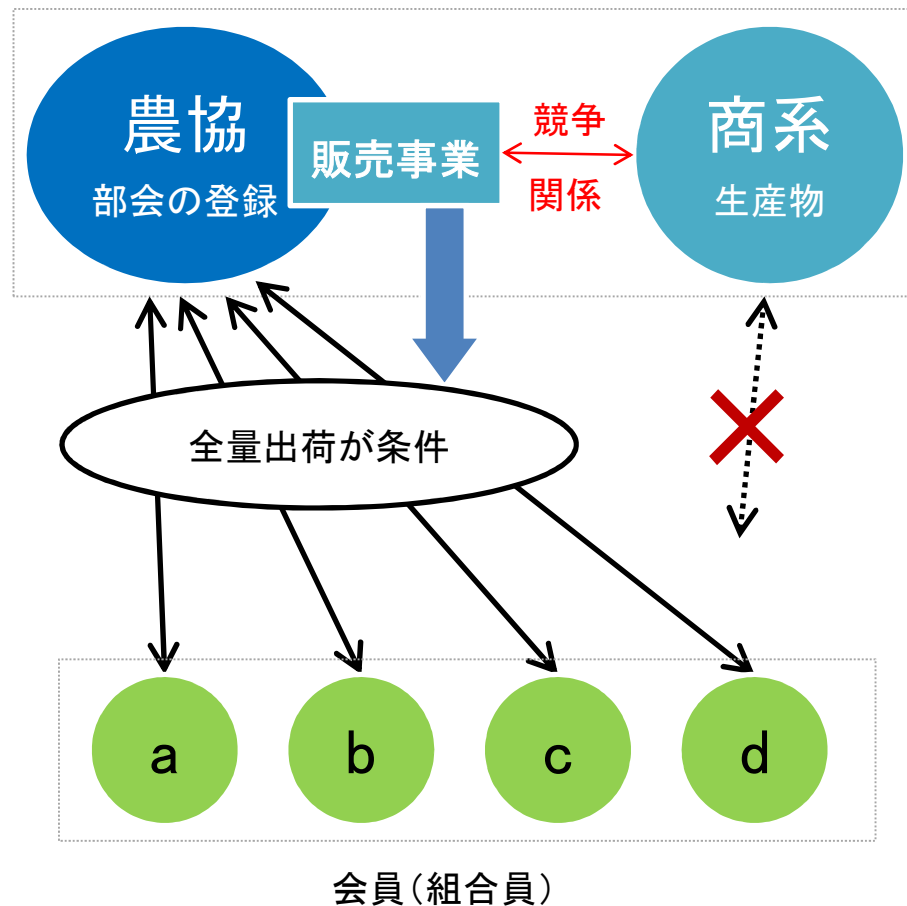
4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為(P43)

例) 単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない。

3-4-1 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

1. 販売事業の利用に当たって単位農協の競争事業者との取引を制限する行為

(例) 単位農協が部会に対し、同部会の会員が生産物を全量出荷しなければ部会から除名するよう求め、単位農協に全量出荷させる場合



会員(組合員)は生産物を商系事業者にも出荷したいと考えているが、農協に全量出荷しなければ、部会から除名されてしまう。

会員(組合員)の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

土佐あき農業協同組合に対する件（平成29年3月29日 排除措置命令）

～独占禁止法第19条（不公正な取引方法第12項〔拘束条件付取引〕に該当）に違反～

本編 22、32～35、39、41、42、48、54、55、65、66 頁

<概要>

土佐あき農業協同組合は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部（集出荷場ごとに組織された生産者団体）から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。

- 1 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。
- 2 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。
- 3 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。

支部員等

組合員

販売委託

土佐あき農協

商系三者

土佐あき農協は、なすの販売を受託することができる組合員を支部員等に限定していたところ

【拘束条件付取引】

自ら以外の者になすを出荷することを制限する次の条件を付けて、組合員からなすの販売を受託していた

- ・土佐あき農協以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者から、なすの販売を受託しないこと
- ・支部園芸部が定めた系統外出荷手数料等及び罰金等を収受すること

制限

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系三者が組合員と取引をする機会が減少することとなる

ステップアップ④

部会の行為は適用除外になるの？

部会と称する組織と単位農協との関係は様々であり、部会の中には単位農協から完全に独立したものもあれば、単位農協の下の一組織であるものもあります。

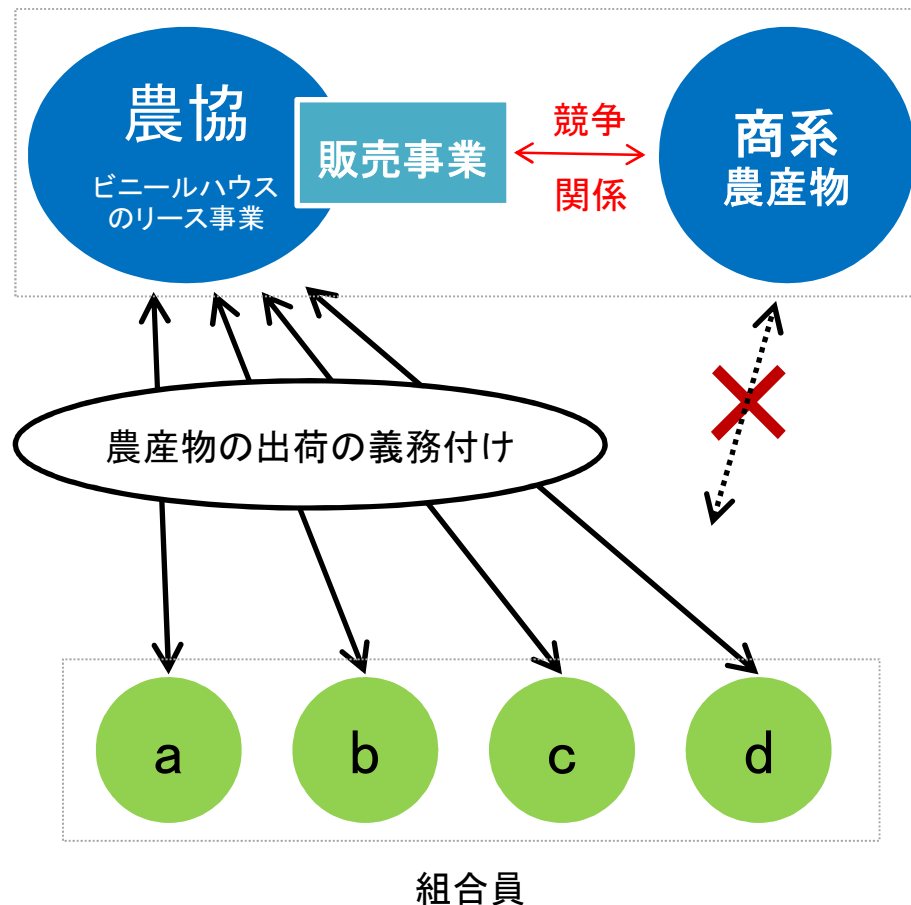
独占禁止法の適用除外になるのは、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）のうち、一定の要件を満たす組合の行為です（10～11頁参照）ので、部会がこのような組合に該当せず、単位農協から完全に独立した別の事業者団体であると認められる場合には、当該部会の行為は、独占禁止法の適用除外とはなりません（農協ガイドライン第2部第1の3（注2））。

一方、外見上は部会の行為であったとしても、当該部会が単位農協の下の一組織である場合など、当該部会の行為が単位農協の行為であると捉えられる場合があります。このような場合には、単位農協の行為として独占禁止法の適用除外となり得ますが、もちろん、不公正な取引方法を用いた場合等は、独占禁止法が適用されることになり、当該単位農協が処分等の対象になりますので注意が必要です。

3-4-2 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

2. 共同利用施設の利用に当たって販売事業の利用を強制する行為

(例) 単位農協が自ら事業主体として行っているビニールハウスのリース事業について、組合員がリース事業を利用するに当たっては、農産物を単位農協へ出荷することを義務付ける場合



組合員は農産物を農協以外へ出荷したいと考えているが、農協へ出荷しなければ、ビニールハウスのリース事業を利用できない。

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、商系事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

抱き合わせ販売等、排他条件付取引又は拘束条件付取引に該当するおそれがある。

八代地域農業協同組合に対する件（平成17年3月1日 警告）

～独占禁止法第19条（平成21年改正前の不公正な取引方法第11項〔排他条件付取引〕に該当）に違反するおそれ～

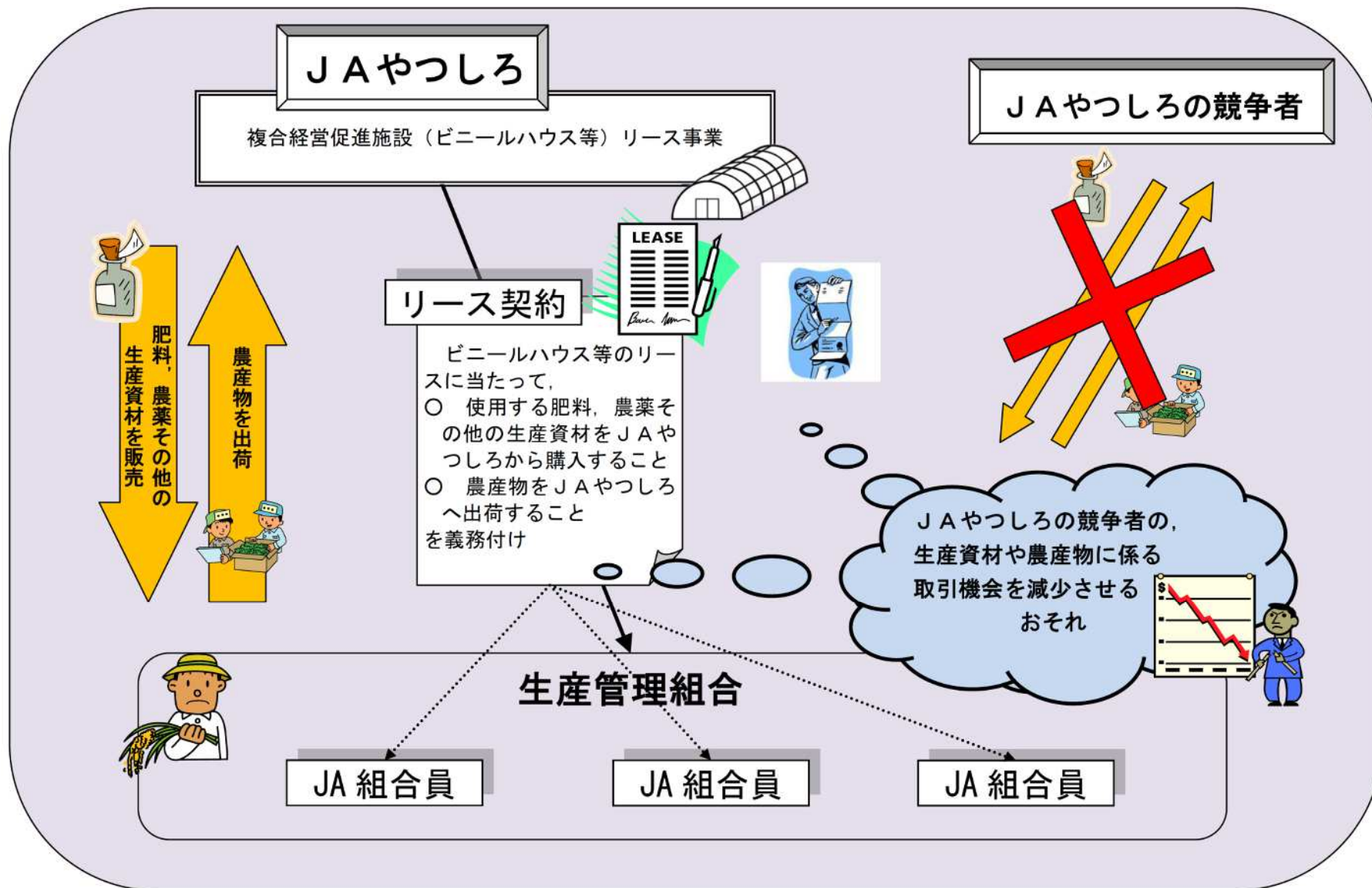
本編 20、32～35、39、41、42、48、54、65頁

<概要>

JAやつしろが、自らが事業主体となって行ってきた地域農業基盤確立農業構造改善事業又は経営構造対策事業に基づく複合経営促進施設リース事業において、リース先の生産管理組合（組合員がリースを受けるために3戸以上で結成したもの。）及びJAやつしろの組合員に対し

- 1 使用する肥料、農薬その他の生産資材をJAやつしろから購入すること
- 2 農産物をJAやつしろへ出荷すること

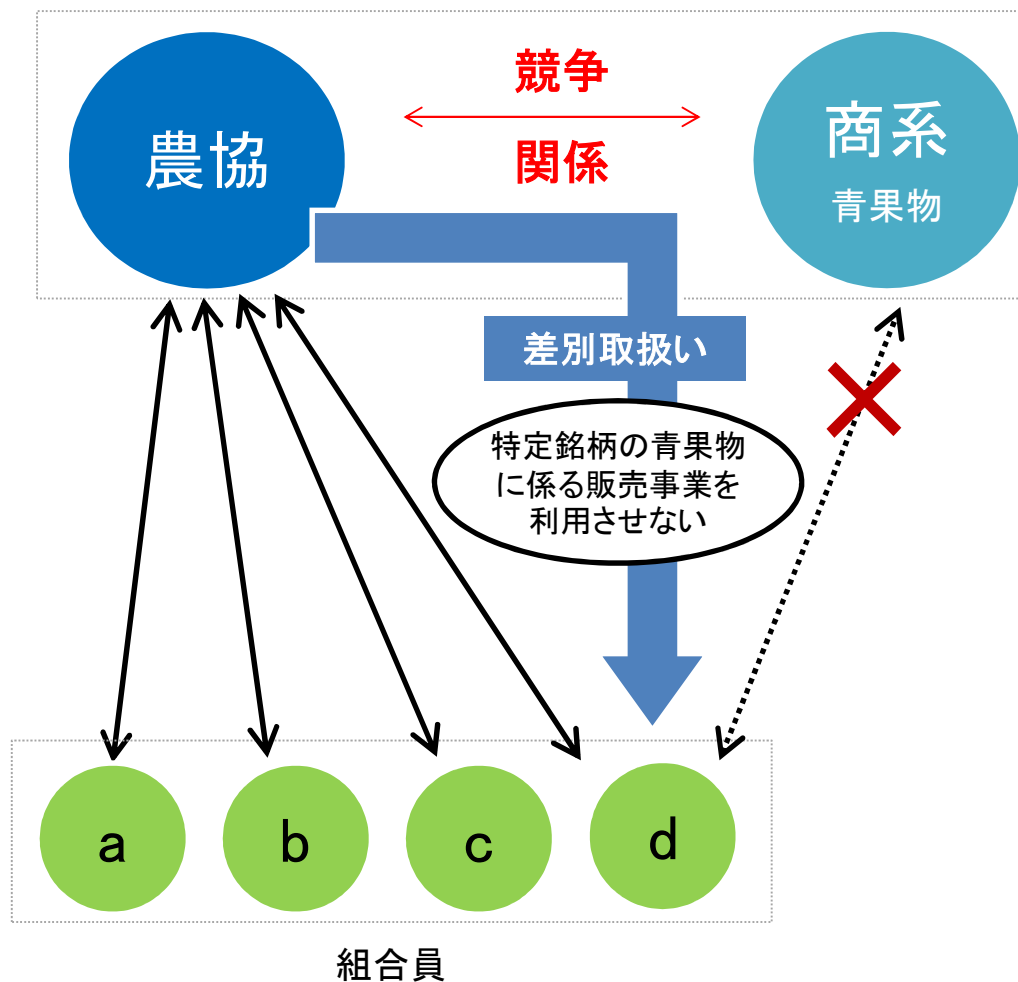
を義務付けることにより、JAやつしろの競争者の取引機会を減少させるおそれを生じさせる疑いのある事実が認められた。



3-4-4 単位農協と組合員との間で問題となる行為(販売事業)

4. 販売事業の利用に当たって特定の組合員を差別的に取り扱う行為

(例) 単位農協が、組合員から青果物の販売を受託する取引に関し、特定の組合員に対して、当該単位農協以外に出荷したことを理由に、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない場合



単位農協以外に出荷した特定の組合員に対し、特定銘柄の青果物に係る販売事業を利用させない。

組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、競争事業者が組合員と取引をする機会が減少することとなる。

取引条件等の差別取扱いに該当するおそれがある。

大分県農業協同組合に対する件（平成30年2月23日 排除措置命令）

～独占禁止法第19条（不公正な取引方法第4項〔取引条件等の差別取扱い〕に該当）に違反～

本編 16、43 頁

<概要>

大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。

